

津市外国人高齢者福祉給付金支給事業実施要綱

平成18年1月1日訓第123号

改正 平成24年5月8日訓第35号

平成26年10月31日訓第116号

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人高齢者の福祉の増進を図るため、外国人高齢者に対し外国人高齢者福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給すること（以下「外国人高齢者福祉給付金支給事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「外国人高齢者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 大正15年4月1日以前に出生した者
- (3) 本市の区域内に居住している者
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者
- (5) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者若しくは同法第5条第1項の規定により法務大臣の許可を受けた者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項の規定による法務大臣の許可を受けた者

(支給)

第3条 市長は、外国人高齢者が公的年金（市長が認める年金等をいう。以下同じ。）の支給を受けていないことについて認定したときに、その認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対して給付金を支給するものとする。

(認定の申請)

第4条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、外国人高齢者福祉給付金受給資格認定申請書（第1号様式）に特別永住者証明

書又は在留カードの写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定の通知等)

第5条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、申請者が外国人高齢者であり、かつ、公的年金の支給を受けていないかどうかについて審査し、その結果を外国人高齢者福祉給付金受給資格認定（不認定）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(給付金の額)

第6条 給付金の額は、外国人高齢者1人につき月額1万円とする。

(給付金の支給対象期間等)

第7条 給付金の支給の対象となる期間は、外国人高齢者が第3条の認定を受けた日の属する月の翌月から第10条第1項の規定により受給資格者がその受給資格を喪失した日の属する月までの間とする。

2 市長は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる月分に係る給付金を同表の右欄に掲げる支給月に支給するものとする。ただし、第10条第1項の規定により受給資格者がその受給資格を喪失した場合において、その喪失した者に支給すべき給付金でまだその者に支給していないもの（以下「未支給給付金」という。）があるときは、当該支給月を繰り上げてこれを支給することができる。

区 分	支給対象月分	支 給 月
第 1 期	4月分から7月分まで	8月
第 2 期	8月分から11月分まで	12月
第 3 期	12月分から翌年の3月分まで	翌年の4月

(支給の停止)

第8条 給付金は、次の各号のいずれかに該当する者の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、別表に定める額を超えるときは、その年の4月から翌年の3月までは、その支給を停止するものとする。

(1) 受給資格者

(2) 受給資格者の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(3) 受給資格者に係る民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で、主として当該受給資格者の生計を維持するもの（以下「主たる扶養義務者」という。）

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、別に定める。
（支給の停止に係る通知）

第9条 市長は、前条第1項の規定により給付金の支給を停止するときは、その旨を外国人高齢者福祉給付金支給停止通知書（第3号様式）により受給資格者に通知するものとする。

（受給資格の喪失等）

第10条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる日にその受給資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡した場合 死亡した日の翌日
- (2) 外国人高齢者に該当しなくなった場合 当該該当しなくなった日
- (3) 公的年金の支給を受けるに至った場合 当該公的年金の受給資格を取得した日

2 市長は、受給資格者が前項の規定によりその受給資格を喪失したときは、その旨を外国人高齢者福祉給付金受給資格喪失通知書（第4号様式）によりその喪失した者（その者が死亡した場合は、その遺族）に通知するものとする。

（遺族への支給）

第11条 受給資格者が死亡した場合において、その者に係る未支給給付金があるときは、その者の次に掲げる遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものにこれを支給するものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 前項の規定により未支給給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、同項各号の順序とする。

3 第1項の規定により未支給給付金の支給を受けようとする者は、外国人高齢者福祉給付金未支給分請求書（第5号様式）を市長に提出しなければ

ならない。

- 4 前項の規定による提出をする場合において、第1項の規定により未支給給付金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を未支給給付金の支給請求及び受領を行わせるため、その代表者として選任し、その旨を代表者選任届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情のため、当該代表者を選任することができないときは、この限りでない。

（現況の報告）

第12条 受給資格者は、前々年の所得の状況等を外国人高齢者福祉給付金受給資格現況報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年4月1日から同月30日までの間に、市長に報告しなければならない。

- (1) 第8条第1項各号に掲げる者に同項に規定する所得がある場合は、当該所得を証明することができる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等
- (2) その他市長が必要と認める書類

（変更等の届出）

第13条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を外国人高齢者福祉給付金受給資格変更等届（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 外国人高齢者に該当しなくなったとき。
- (3) 公的年金の支給を受けるに至ったとき。

2 受給資格者が死亡した場合において、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条第5項の規定により当該受給資格者に係る特別永住者証明書又は出入国管理及び難民認定法第19条の15第4項の規定により当該受給資格者に係る在留カードを返納しなければならない者は、その旨を外国人高齢者福祉給付金受給資格者死亡届（第9号様式）により市長に届け出なければならない。

（給付金の返還命令）

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、既に支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（台帳等の整備）

第15条 市長は、外国人高齢者福祉給付金事業の実施状況等を把握するた

め、外国人高齢者福祉給付金受付処理簿（第10号様式）及び外国人高齢者福祉給付金受給資格者台帳（第11号様式）を整備しておくものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の認定の申請に係る給付金について適用し、施行日前の認定の申請に係る給付金については、なお合併前の津市外国人高齢者福祉給付金支給事業実施要綱（平成5年津市訓第19号）の例による。

附 則（平成24年5月8日訓第35号）

（施行期日）

1 この訓は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の津市外国人高齢者福祉給付金支給事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の認定の申請に係る給付金について適用し、施行日前の認定の申請に係る給付金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において、本市の外国人登録原票に登録されていた者で引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに係る新要綱第2条第4号の規定の適用については、当該外国人登録原票に登録されていた期間を通算するものとする。

4 前項の規定の適用を受ける者に対する新要綱第1号様式の適用については、同様式中の「住民となった日」とあるのは、「津市への外国人登録年月日」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年10月31日訓第116号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

別表（第8条関係）

外国人高齢者福祉給付金所得制限限度額表

区分 扶養親族等の数	受給資格者本人の所得額	受給資格者の配偶者又は主たる扶養義務者の所得額
0人	1,594,000円	5,913,000円
1人	1,944,000円	6,162,000円
2人	2,294,000円	6,375,000円
3人	2,644,000円	6,588,000円
4人	2,994,000円	6,801,000円
5人	3,344,000円	7,014,000円
	<p>[備考]</p> <p>1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を加算した額とする。</p> <p>2 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき350,000円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族等であるときは、450,000円）を加算した額とする。</p>	<p>[備考]</p> <p>1 所得税法に規定する老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該老人扶養親族1人につき60,000円を加算した額とする。</p> <p>2 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき213,000円（扶養親族等が老人扶養親族であるときは、273,000円）を加算した額とする。</p>

第1号様式（第4条関係）

外国人高齢者福祉給付金受給資格認定申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

外国人高齢者福祉給付金支給事業に係る受給資格者としての認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 者	住 所					
	ふりがな				電 話	
	氏 名					
	ふりがな				性 別	男 ・ 女
	通称名					
	生年月日	西暦 () 年 月 日 (歳)				
	職 業		国 籍			
	住 民 と な っ た 日	年 月 日				
永 住 許 可 年 月 日	年 月 日					
公 的 年 金 の 受 給 の 有 無	有 (年金) ・ 無					
家 の 族 親 及 族 び 同 居	氏 名	生年月日	申 請 者 と の 続 柄	同 居 ・ 別 居 の 別	住 所	職 業
前 所 々 得 年 状 の 況	区 分	給 与 所 得	給 与 所 得 以 外 の 所 得	合 計	備 考	
	申 請 者					
	申請者の配偶者					
	主たる扶養義務者					
扶 等 養 の 親 状 族 況	区 分	控 除 対 象 配 偶 者	扶 養 親 族 の 数	備 考		
	申 請 者	有 ・ 無	人			
	申請者の配偶者	有 ・ 無	人			
	申請者の主たる扶養義務者	有 ・ 無	人			
振 込 先 金 融 機 関 名						
預 金 別 ・ 口 座 番 号						
ふ り が な						
口 座 名 義 人						

(添付書類)

- 1 特別永住者証明書又は在留カード (提示)
- 2 申請者又は申請者の配偶者若しくは主たる扶養義務者に前々年の所得がある場合は、当該所得を証明することができる源泉徴収票、所得証明書等
- 3 振込通帳 (提示)

第2号様式（第5条関係）

外国人高齢者福祉給付金受給資格認定（不認定）通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日付けで申請のありました外国人高齢者福祉給付金支給事業に係る受給資格の認定については、次のとおり受給資格者として認定することに決定しましたので通知します。

決定区分	認定・不認定		
氏名	(通称名)	性別	男・女
		生年月日	()年 月 日
住所			
認定年月日	年 月 日	認定番号	
支給開始年月	年 月		
支給額	月額 円		
不認定の理由			
備考			

第3号様式（第9条関係）

外国人高齢者福祉給付金支給停止通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

外国人高齢者福祉給付金の支給について、次のとおり停止しますので通知します。

受給資格者	住所		認定番号	
	氏名	（日本名）		
停止理由				
停止期間	年 月 から 年 月 まで			
備考				

第4号様式（第10条関係）

外国人高齢者福祉給付金受給資格喪失通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

外国人高齢者福祉給付金支給事業に係る受給資格について、次のとおり喪失したので通知します。

受給資格喪失者	住 所		認定番号	
	氏 名	（日本名 ）		
受給資格喪失年月日	年 月 日			
受給資格喪失の理由				
支給の最終月	年 月			
備 考				

第5号様式（第11条関係）

外国人高齢者福祉給付金未支給分請求書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊟

電 話

外国人高齢者福祉給付金の未支給給付金の支給について、次のとおり請求します。

受給資格喪失者	氏 名		認定番号	
	死亡年月日	年 月 日		
申請者	住 所	(電話 —)		
	ふりがな			
	氏 名	(日本名)		
	生年月日	年 月 日	受給者との続柄	
請求額	円 (ただし、 年 月分～ 年 月分)			

私が津市から受ける外国人高齢者福祉給付金の未支給給付金について、次のとおり口座振替の方法により支給願います。

振込先金融機関名	
預金種別・口座番号	
ふりがな	
口座名義	
備考	

第6号様式（第11条関係）

代 表 者 選 任 届

年 月 日

(宛先) 津市長

住 所
代表者 氏 名 ⑩
受給資格喪失
者との続柄

私達は、上記の者を 年 月 日に死亡した（受給資格喪失者の氏名）に係る未支給給付金の支給申請及び受領を行わせるため、その代表者として選任しましたのでその旨届け出ます。

氏 名	生 年 月 日	住 所	受給資格喪失者との続柄	電 話
⑩	年 月 日			
⑩				
⑩				
⑩				

第7号様式（第12条関係）

外国人高齢者福祉給付金受給資格現況報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

受給資格者 氏 名



電 話

前々年の所得の状況等について、次のとおり報告いたします。

住 所						
氏 名						
認 定 年 月 日						
家族及び同居の親族	氏 名	生 年 月 日	受給資格者との続柄	同居・別居の別	住 所	職 業
前々年の所得状況	区 分	給 与 所 得	給 与 所 得 以 外 の 所 得	合 計	備 考	
	受給資格者					
	受給資格者の配偶者					
	主たる扶養義務者					
扶養親族等の状況	区 分	控除対象配偶者	扶養親族の数	備 考		
	受給資格者	有 ・ 無				
	受給資格者の配偶者	有 ・ 無				
	主たる扶養義務者	有 ・ 無				

第8号様式（第13条関係）

外国人高齢者福祉給付金受給資格変更等届

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

受 給 資 格 者 氏 名



(受給資格喪失者) 電 話

氏名又は住所を変更した
次のとおり 外国人高齢者に該当しなくなったので、届け出ます。
公的年金の支給を受けるに至った

受給資格 (喪失) 者	住 所		認定番号	
	氏 名	(日本名)		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	
な つ た 年 月 日 及 び そ の 理 由 外 国 人 高 齢 者 に 該 当 し な く				
公 的 年 金	種 類			
	受 給 資 格 取 得 年 月 日	年 月 日		

第9号様式（第13条関係）

外国人高齢者福祉給付金受給資格者死亡届

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

届出者 氏 名



死亡した受給資格
(喪失)者との続柄

電 話

外国人高齢者福祉給付金支給事業に係る受給資格（喪失）者の死亡について、次のとおり届け出ます。

死亡した受給資格者 (喪失)	住 所		認定番号	
	氏 名	(日本名)		
死亡年月日	年 月 日			

